

今後のPFI事業で方向性

要求水準見合った予定価に

内閣府

内閣府は18日の民間資金等活用事業推進委員会総合部会で、今後のPFI事業の方向性を提示した。これは、対等な官側の要求水準書をより明確化した上で、要求に見合った予定価格を設定して採算性のあるPFI事業を実施する。現行では要求水準書の設定する明確な指針がないため、分野共通の要求水準書の規

範等を早急に整備して、コストと水準の調和を図っていく。今後は、PFI事業の新たな展開に関する最終報告書を11月の推進委員会に取りまとめる予定。

PFI事業は官民対等のパートナーシップを掲げているものの、実態は官が強い傾向にある。一部の事例は事業の丸投げ、高い要求水準に見合

わない予定価格など民間側の負担が大きく、PFI自体の経済効果が薄れている。このためPFI事業の方向性には①要求水準の明確化②標準契約化の推進③リスクマネジメント等の整理④より透明性が高く民間の創意工夫が生まれる入札プロセスの実施⑤運営段階における課題の対応——民間の負担

を軽減した事業プロセスに改善。官民対等な関係に向けて、実効性ある施策を早急に検討していく。

要求水準書の改善策では、策定前に発注者のニーズ、数値的な基準を盛り込むなどより具体的なコンセプトを書面でまとめることも想定。検討にあたっては、分野横断的な要求水準の留意点、最低限守るべき事項等を示すことを視野に入れている。予定価格については委員から「参考価格や算定根拠を示す」意見も出ている。

民間事業者への救済策は、紛争時に当事者間で解決できなかった場合に、第3者で構成する中立的な裁定機関が求められている。英国等で実施している制度であり、今後、PFIの標準的な契約書を検討する際に紛争処理システムも組み込むことを想定している。

また、税制や補助金の支援措置がPFI事業の阻害要因とならないようなイコールフットリングの確保を続けるほか、市場化テストや指定管理者制度等のノウハウ共有・活用を早急に対応していく。